

別紙／映画著作物目録

	作品名 (上段日本語・下段英語名)	製作国	公表年度	監督
一	アパッチ砦 FORT APACHE	米国	1948年	ジョン・フォード
二	偉大なるアンバーソン家の人々 The Magnificent Ambersons	米国	1943年	オーソン・ウェルズ
三	有頂点時代 SWING TIME	米国	1936年	ジョージ・スティーヴンス
四	猿人ジョー・ヤング MIGHTY JOE YOUNG	米国	1950年	メリアン C クーパー
五	男の敵 THE INFORMER	米国	1935年	ジョン・フォード
六	踊らん哉 SHALL WE DANCE	米国	1937年	マーク・サンドリッチ
七	カッスル夫妻 THE STORY OF VERNON AND IRENE CASTLE	米国	1938年	H・C・ポッター
八	艦隊を追って FOLLOW THE FLEET	米国	1936年	マーク・サンドリッジ
九	黄色いリボン SHE WORE A YELLOW RIBBON	米国	1950年	ジョン・フォード
一 ○	気儘時代 CAREFREE	米国	1938年	マーク・サンドリッチ
一 一	キングコング KING KONG	米国	1933年	メリアン C クーパー
一 二	空中レビュー時代 FLYING DOWN TO RIO	米国	1934年	ソートン・フリーランド
一 三	月下の銃声 BLOOD ON THE MOON	米国	1949年	ロバート・ワイズ
一 四	拳銃の町 TALL IN THE SADDLE	米国	1945年	エドウィン・L・マリン
一 五	コンチネンタル THE GAY DIVORCE	米国	1935年	マーク・サンドリッチ

別紙／映画著作物目録

一 六	市民ケーン CITIZEN KANE	米国	1941年	オーソン・ウェルズ
一 七	ステージ・ドア STAGE DOOR	米国	1938年	グレゴリー・ラ・カーヴァ
一 八	スミス夫妻 Mr. & Mrs. SMITH	米国	1941年	アルフレッド・ヒッチコック
一 九	断崖 SUSPICION	米国	1942年	アルフレッド・ヒッチコック
二 〇	逃亡者 THE FUGITIVE	米国	1948年	ジョン・フォード
二 一	トップ・ハット TOP HAT	米国	1936年	マーク・サンドリッチ
二 二	ノートルダムの醜態男 THE HUNCHBACK OF NORTRE DAME	米国	1940年	ウィリアム・ディターレ
二 三	果てしなき蒼空 THE BIG SKY	米国	1952年	ハワード・ホークス
二 四	幌馬車 WAGON MASTER	米国	1950年	ジョン・フォード
二 五	ママの思い出 I REMEMBER MAMA	米国	1948年	ジョージ・スティーンズ
二 六	遊星よりの物体X THE THING (FROM ANOTHER WORLD)	米国	1951年	ハワード・フォークス
二 七	ルーム・サービス ROOM SERVICE	米国	1939年	パンドロ・S・バーマン
二 八	罨 THE SET-UP	米国	1949年	ロバート・ワイズ
二 九	海底の黄金 UNDER WATER	米国	1955年	ジョンスタージェス
三 〇	コングの復讐 SON OF KONG	米国	1933年	メリアンCクーパー
三 一	恐怖の旅路 JOURNEY TO FEAR	米国	1943年	オーソンウェルズ

別紙／映画著作物目録

三 二	船乗りシンドバッドの冒険 SINDBAD THE SALOR	米国	1946年	リチャードウオーレス
三 三	海賊バラクーダ THE SPANISH MAIN	米国	1940年	フランクボーサージ
三 四	勝利の朝 MORNING GLORY	米国	1933年	メリアンC クーパー
三 五	赤ちゃん教育 BRINGING UP BABY	米国	1938年	ハワードホークス
三 六	男装 SYLVIA SCARLETT	米国	1936年	ジョージキューカー
三 七	フレッドアステアー物語 (アンソロジー)			
三 八	ヘンリー物語 (アンソロジー)			
三 九	ジョンウエイン物語 (アンソロジー)			
四 〇	ヘップバーン&トレーシー (アンソロジー)			

被告平成一二年四月七日付け準備書面（二）

第一 本準備書面の目的

一 五五年契約によってC&Cが取得した権利の明確化

原告は、訴状別紙映画著作物目録記載の一ないし二九の映画の著作物（以下「本件映画著作物」という）について、日本を含む地域における「複製権、放送権、有線送信権、上映権、頒布権、その他考えうる全ての著作権」（以下「本件著作権」という）の帰属者であると主張する。

かかる主張の前提となる本件著作権の取得原因事実として、原告は、昭和四六年（一九七一年）六月一日の米国ニューヨーク州南部連邦地方裁判所エドワード・J・ライアン破産判事の決定に基づく翌六月二日付の破産会社トランスベアコン社からのエルプリンバーグ破産管財人から譲り受けた（以下「バンククラブシーセル」という）と主張する。

本準備書面の目的は、そもそも右バンククラブシーセルによって譲渡

したとされる破産会社トランスベアコン社の前身であるC&Cテレビジョンコープ（以下「C&C」という）が、本件映画著作物の著作者であるRKO・ラジオ・ピクチャーズ・インク（以下「RKO」という）との間の一九五五年一月二二日付契約（以下「五五年契約」という。乙C五号証）に基づき、本件映画著作物について、いかなる権利を取得したのかを明らかにすることにある。

二 五五年契約は、C&Cに対し、日本においてビデオテープを使用してテレビ放送する権利及び家庭用ビデオカセットを頒布する権利を与えるものではない。また、五五年契約は、C&Cに著作権を譲渡するものではなく、付与された権利はライセンスに過ぎない。

結論から先に述べると、五五年契約に基づき本件映画著作物につき、日本においてC&Cに付与された権利は、一六ミリフィルム及び三五ミリフィルムを使用した行為に限定されており、本件で問題となっている

ビデオテープを使用した行為についての権利は一切付与されていない。

また、五五年契約は、家庭内使用（ホームユース）を目的とする使用行為をC & Cへの付与の対象から明確に除外しているところ、家庭用ビデオカセットを頒布する行為は、家庭内使用（ホームユース）を目的とする使用行為に他ならず、従って、明確に付与の対象から除外されている。

従って、日本において家庭用ビデオカセットを製造、頒布し、又はビデオテープを使用してテレビ放送する権利は、五五年契約によりC & Cに付与されていない。

さらに、そもそも五五年契約は、C & Cに著作権を譲渡するものではなく、C & Cに付与された権利はライセンスに過ぎない。

以下、詳述する。

第二 五五年契約の基本的構成

一 大まかな枠組

1 まず最初に、如何なる権利がC&Cに付与されたのかを述べる前提として、五五年契約（乙C五号証）の基本的構成を簡単に述べる。なお、括弧内の番号は条文を示すものである。

五五年契約の対象物となる著作物は、別紙AからEに記載されている映画の著作物である（2・0、以下「RKO作品」という）。

五五年契約は、これらのRKO作品を次の3つに分類している。

①短編映画

これは、別紙Cに記載されている各映画著作物であり、契約書上「シヨートサブジェクト作品」（2・0）と称されているものである。

②長編映画

これは、別紙A及びBに記載されている各映画著作物であり、契

約書上「フィーチャー・ピクチャーズ」(2・0)とされているものである。本件映画著作物は、いずれも長編映画に該当する。

③ 独立長編映画

これは、別紙D及びEに記載されている各映画著作物であり、契約書上、「独立した製作者によって製作されたフィーチャー・ピクチャーズ」(2・0)とされているものである。

2 五五年契約は、右のとおりの方の三つの分類のそれぞれに応じて、C & Cに付与する権利を個別に定めているが、これを簡単に表に纏めると次のとおりである。

次の表のうち、斜線部分は、本件映画著作物について、日本において、C & Cに与えられた権利である。

独立長編映画 (別紙C・D)		長編映画 (別紙A・B)		短編映画 (別紙C)	
域 外	域 内	域外地域	域内地域	全世界における全ての権利(3・01)	C&Cに付与された権利
52) 長編映画について付与される権利と同一の権利を獲得すべく努める権利(3・0	51) 長編映画について付与される権利と同一の権利を獲得すべく努める権利(3・0	①一六ミリ又は三五フィルムを用いた劇場上映権(3・02a) ②一六ミリ又は三五フィルムを用いたテレビ放映権(3・02b) ③一六ミリフィルムを用いた非劇場上映権(3・042)	①フランス語吹替え版の劇場上映権(3・024) ②テレビ放映権(3・03) ③一六ミリフィルムを用いた非劇場上映権(3・041)		
		②域内地域のうち六都市におけるテレビ放映権(6・0) ③長編映画の一部の映画に関する権利(3・021等)	①総論として、3・02、3・03、3・04に基づいてC&Cに明確に付与された権利以外の全ての権利(3・1)。特に明示された権利として、 ・リメイク権(3・2) ・テレビ翻案権(1・08) ・舞台向け翻案権 ・ラジオ権 ・著作権 ・域内地域における劇場上映権(再上映を含む)等		

以下、五五年契約によつてC&Cに付与された権利及びRKOに留保されている権利について概観する。

二 C&Cに付与された権利

1 短編映画について

短編映画については、映画及びそのネガに関するRKOの全世界における全ての権利が付与されている(3・01)。

なお、後述のとおり一部の映画に関する権利についてはRKOに留保されている。

2 長編映画について

長編映画については、さらに、①域外地域、②域内地域に区別し、それぞれについて、次の権利を付与している。このうち、本件で問題となっている日本国は、①域外地域に該当する。

(一) 域外地域（域内地域に属しない全ての地域）（1・02）

① 一六ミリフィルム又は三五ミリフィルムを用いた劇場上映権

（3・02a）

② 一六ミリフィルム又は三五ミリフィルムを用いたテレビ放映権

（3・02b）

③ 一六ミリフィルムを用いた非劇場権（3・042、1・11）

(二) 域内地域（1・01）

① テレビ放映権（3・03）

② 一六ミリ非劇場権（3・041、1・11）

③ フランス語吹き替え版の劇場上映権（3・024）

3 独立長編映画について

独立長編映画についても、長編映画と同様に①域外地域、②域内地域に区別し、それぞれについて次の権利を付与している。

(一) 域外地域（3・051、1・02）

3・02及び3・042に基づいて長編映画についてC&Cに付与される権利と同一の権利を獲得すべく努める義務。

(二) 域内地域 (3・052、1・01)

3・03及び3・041に基づいて長編映画についてC&Cに付与される権利と同一の権利を獲得すべく努める義務。

二 RKOに留保された権利

右のように、五五年契約は、RKO作品を三つに分類し、それぞれの分類について、付与する権利を個別に定めているが、他方で、RKOに留保する権利を次のように明確に規定している。

1 短編映画について

一部の映画に関する権利 (3・015等)

2 長編映画について

(一) 総論

3・02、3・03及び3・04に基づいてC&Cに明確に付与された権利以外の全ての権利(3・1)

特に、リメイク権(3・2)、テレビ翻案権(1・08)、舞台向け翻案権、ラジオ権、著作権及び域内地域における劇場上映権(再上映を含む)等は明示的に留保される旨が規定されている。

- (二) 域内地域のうち、六都市におけるテレビ放映権(6・0)
- (三) 長編映画の一部の映画に関する権利(3・021、3・032、3・034)等

以上を前提として、本訴で問題となっている、日本国内でビデオテープを用いてテレビ放送する権利及び家庭用ビデオカセットを頒布する権利がC&Cに与えられているかどうかについて、次に述べる。

第三 五五年契約は、C & Cに対し、日本国内においてビデオテープを用いてテレビ放送する権利及び家庭用ビデオカセットを頒布する権利を与えていない。

一 長編映画について、日本国内においてC & Cに与えられた権利は、いずれも一六ミリフィルム又は三五ミリフィルムを媒体として使用する権利に限定されており、ビデオテープを媒体として使用する権利は含まれない。

次に述べるとおり、五五年契約は、R K O作品のうち、本件映画著作物を含む長編映画について、日本国内では、いずれも一六ミリフィルム又は三五ミリフィルムを媒体として使用する行為に限定してC & Cに付与している。従って、ビデオテープを媒体として使用する権利についてはそもそもC & Cに付与されていない。

1 長編映画について、域外地域においてC & Cに与えられた権利は、次の

三つの権利だけであり、その他、如何なる権利も付与されていない。

(一) 本件映画著作物は、いずれも五五年契約が規定するRKO作品のうち、別紙A及びBに記載されている映画著作物であり、従って、「長編映画」に該当する。また、日本は同契約上の「域内地域」、すなわち、合衆国大陸部、アラスカ、ハワイ、カナダ自治領及びその海外県、ニューファンドランド並びにバハマ(1・01)のいずれにも該当しないので、「域外地域」に該当する。

従って、本件映画著作物について、日本国内において、RKOからC&Cに付与された権利は、次の三つの権利だけである(前掲表の斜線部分を参照)。

(1) 劇場上映権(3・02a)

「各映画を、一六ミリ又は三五ミリフィルムを用いて、域外地域内の映画館において上映し、上映する権限を他者に付与する、著作

権に基づく（又はその更新に基づく）単独で独占的かつ永続的な権利、ライセンス、及び特権」

(2) テレビ放映権（3・02b）

「無料テレビ及び有料テレビの双方において、又は域外地域に所在するテレビ局において、一六ミリ又は三五ミリフィルムを用いて、かかる映画を放送し、配信する権利、及びかかる権利を他社に付与する、著作権に基づく（又はその更新に基づく）単独で独占的かつ永続的な権利、ライセンス、及び特権」

(3) 一六ミリによる非劇場上映権（3・042、1・11）

「一六ミリフィルムのみを使用して、各映画を上映し、配給し、その他利用する独占的で世界規模の権利及びかかる映画を上映し、配給し、その他利用する権限を他者に付与する独占的で世界規模の権利」

(二) このように、五五年契約が、C & Cに対し、長編映画について、域外地域において付与している権利は、劇場上映権及びテレビ放映権については、「一六ミリ又は三五ミリフィルム」という媒体での使用行為に限定しており、また、非劇場上映権についても「一六ミリフィルム」という媒体での使用行為に限定している。

(三) このことは、RKO作品のうちの短編映画について付与された権利及び同じ長編映画の域内地域におけるテレビ放映権と対比して見れば一層明確である。

すなわち、五五年契約は、RKO作品のうち、短編映画について付与している権利については何ら媒体による制限を設けていない。また、同じ長編映画についてのテレビ放映権であっても、域内地域におけるテレビ放映権については、

「映画を無料・有料テレビの双方によって、又は域内地域に所在するテレビ局において、かかる各映画を放送し、配信する権利、

及びかかる権利を他社に付与する、著作権に基づく（又はその更新に基づく）単独で独占的かつ永続的な権利、ライセンス、及び特権」（3・03）

とだけ規定しており、ここで用いられている文言は、「一六ミリフィルム又は三五ミリフィルムを用いて」という媒体の限定文言が加えられていない点を除いては、長編映画の域外地域におけるテレビ放映権について用いられている文言と全く同一なのである。

このように、RKO作品のうち、長編映画についての域外地域における権利について、わざわざ短編映画についての付与された権利や長編映画についての域内地域におけるテレビ放映権と異なり、明確に「一六ミリフィルム又は三五ミリフィルムを用いて」と規定していることは、長編映画であっても域外地域においては右媒体を用いた使用行為に限定しようとする趣旨に他ならない。

(四) 従って、五五年契約が、RKO作品のうち、長編映画についての域外地域における使用行為については、「一六ミリ又は三五ミリ

フィルム」という媒体を用いた使用行為に限定して、C & Cに権利を付与していることに疑う余地はない。

2 ビデオテープは、一六ミリフィルムでも三五ミリフィルムでもない。

(一) しかるところ、本訴で問題となっているビデオテープを使用したテレビ放送及び家庭用ビデオカセットの頒布は、いずれもビデオテープを媒体として用いて初めて成り立つ行為であるところ、ビデオテープが、一六ミリフィルム又は三五ミリフィルムのいずれにも該当しないことは説明するまでもなく明らかである。

(二) すなわち、ビデオテープは、映像及び音声を信号化した電磁テープ等の磁気媒体である（広辞苑第五版二二五一頁）。

他方、フィルムは、薄い透明プラスチック支援体上に、感光層を設けた媒体であり（右同二三〇〇頁）、ビデオテープとフィルムは、物理的形態はもとより、記録方式及び再現方式においても全く異なる。

る媒体である。

(三) ビデオテープのような磁気テープが、「一六ミリフィルム又は三五ミリフィルム」に該当しないことは、五五年契約それ自体が、「フィルム」と「磁気テープ」の文言を明確に区別していることから裏付けられる。

すなわち、五五年契約は、RKOに留保された権利である「テレビ翻案権」の定義として、

「(a) ライブベースによるか、フィルム、エレクトロニカム又は磁気テープによるか、あるいは現在知られているか又は将来発見されるその他のいかなる記録手段によるかを問わず、テレビ放送での使用のみを目的とした映画の新バージョン又は映画に基づくプレゼンテーション・・・を作成し、かかる作成を行う権限を他者に付与する独占的で永続的な権利・・・並びに(b)かかる新バージョン又はプレゼンテーションをテレビ局で放送し且つかかる放送を行うライセンス及び権限を他者に付与する独占的で永続的な権

利」(1・08)

と明確に規定している。

このように五五年契約は、RKO作品の使用形態として、「磁気テープ」を媒体として用いる使用形態を想定し、わざわざ「磁気テープ」という文言を「フィルム」と並列して、同一の条文で列挙しているのである。五五年契約は、「磁気テープ」と「フィルム」の概念を明確に区別しているのであって、このことから、ビデオテープが、「一六ミリフィルム又は三五ミリフィルム」に該当しないことは明らかである。

(四) さらに、ビデオテープのテープ幅は、通常、二インチ、一インチ、二分の一インチもしくは八ミリ等であり、一六ミリ幅や三五ミリ幅ではない。かかる意味においてもビデオテープは、「一六ミリフィルム又は三五ミリフィルム」に該当しない。

(五) 従って、五五年契約が、家庭用ビデオカセットの日本における頒布権及びビデオテープを用いてテレビ放送する権利をC&Cに与え

ていないことに疑う余地はない。

二 C & Cには、家庭使用（ホームユース）を目的とする権利は付与されていない。

1 以上のように、五五年契約に基づいてC & Cに付与された、日本における本件映画著作物に関する権利は、一六ミリフィルム又は三五ミリフィルムを媒体とした使用行為に限定され、それ以外のビデオテープ等の媒体を用いた使用行為は、一切C & Cに付与されていない。

2 もつとも、家庭用ビデオカセットとして複製、頒布する権利については、そもそも媒体の限定による説明を待つまでもなく、五五年契約によって与えられた権利に含まれていない。

前述の通り、五五年契約は、RKO作品のうち、長編映画について、域外地域においては、

①一六ミリフィルム又は三五ミリフィルムを用いた映画上映権

(2・02a)

②一六ミリフィルム又は三五ミリフィルムを用いたテレビ放映権

(2・02b)

③一六ミリフィルムを用いた非劇場上映権(3・042、1・11)の三つの権利のみを付与しているが、家庭用ビデオカセットの複製、頒布行為が右のうちの①及び②の権利に該当しないことは、使用形態に着目すれば一見して明らかである。

しかるところ、③については、家庭使用(ホームユース)目的での使用行為は権利の内容から明確に除外されているのである(1・11)。

家庭用ビデオカセットの複製、頒布行為が、家庭使用(ホームユース)目的での映画著作物の使用行為であることに争う余地はなく、従って、家庭用ビデオカセットを複製、頒布する権利は、1・11によって、付与された権利の内容から明確に除外されている。

よって、そもそも家庭用ビデオカセットを複製、頒布する権利は、

C & C に付与されていない。

第四 「一六ミリフィルム又は三五ミリフィルム」にビデオテープが該当すると
拡張解釈することは許されない。

ビデオテープを媒体とする本件映画著作物の使用行為が、「一六ミリフィルム又は三五ミリフィルム」を媒体とした使用行為に含まれないことは前述したとおりであるが、拡張解釈によって、ビデオテープが「一六ミリフィルム又は三五ミリフィルム」に含まれると解することもまた、次に述べるとおり不可能である。

一 五五年契約には、その他の権利を留保する旨の明確な規定が存在する。

1 五五年契約は、前述したとおり、RKO作品のうち長編映画について、域外地域においては三つの権利のみを付与している。そして、そ

れら三つの権利の内容について、極めて詳細かつ具体的に規定しており、「一六ミリ又は三五ミリフィルムを用いた」との文言、及び「一六ミリフィルムを用いた」との文言もまた、極めて明確かつ具体的である。

2 他方において、五五年契約は、「C & Cに明確に付与されていない全ての権利」についてはRKOに留保される旨の条文をわざわざ設けている。

すなわち、五五年契約の「3・1」には、

「3・02、3・03及び3・04に基づいてC & Cに対し明確に付与されていない全ての権利は・・・RKOに明確に留保されている」

と極めて明瞭に規定されているのである。

右のように、わざわざ権利留保規定が設けられているにもかかわらず、付与された権利範囲を拡大する方向で契約条項を解釈することは、C & Cのみに一方的に有利な結果をもたらすものであり、かかる解釈

が契約解釈の原則から許されないことに多言を要しない。

3 従って、かかる権利留保規定の存在だけからしても、「一六ミリフィルム又は三五ミリフィルム」との文言が、ビデオテープ等のその他の媒体をも包摂すると拡張的に解する余地はない。

二 五五年契約は、「フィルム」と「磁気テープ」を明瞭に区別している。

1 前述したとおり、五五年契約は、RKOに留保された権利の一つとして「テレビ翻案権」を規定するが、かかる権利は、

「(a)ライブベースによるか、フィルム、エレクトロニカム又は磁気テープによるか、あるいは現在知られているか又は将来発見されるその他のいかなる記録手段によるかを問わず、テレビ放送での使用のみを目的とした映画の新バージョン又は映画に基づくプレゼンテーション・・・を作成し、かかる作成を行う権限を他者に付与する独占的で永続的な権利・・・並びに(b)かかる新バージョン又はプレ

ゼンテーションをテレビ局で放送し且つかかる放送を行うライセンス及び権限を他者に付与する独占的で永続的な権利」(1・08)と定義されている。

2 右のとおり、五五年契約は、RKO作品の使用形態として、「フィルム」を媒体として用いる使用形態とは別に、「磁気テープ」を媒体として用する使用形態を想定して、同一条文において並列的に、「フィルム」とは區別して、わざわざ「磁気テープ」を列挙しているのである。したがって、「フィルム」の概念に「磁気テープ」が含まれるとの拡張解釈が許されないのは当然である。

三 域内地域と対比すれば、域外地域においては媒体を「一六ミリフィルム又は三五ミリフィルム」のみに限定する趣旨と解するのが自然かつ合理的である。

1 五五年契約の当事者が、域外地域における長編映画の使用行為につ

いて媒体を厳密に限定する意思を有していたことは、同じく長編映画の域内地域に関する規定の仕方と比較すれば一目瞭然である。

2 すなわち、域内地域においては、長編映画に関するテレビ放映権は、

「映画を無料・有料テレビの双方によつて、又は域内地域に所在するテレビ局において、かかる各映画を放送し、配信する権利、及びかかる権利を他社に付与する、著作権に基づく（又はその更新に基づく）単独で独占的かつ永続的な権利、ライセンス、及び特権」（3

・03）

とだけ規定され、媒体に関する限定はない。

同じ長編映画のテレビ放映権であるにもかかわらず、域外地域と域内地域とで区別し、域外地域については、わざわざ「一六ミリフィルム又は三五ミリフィルムを用いて」という媒体の限定文言を付加し、それ以外は両者は全く同じ文言であるという事実は、まさに、域内地域とは異なり、域外地域においては、媒体を特に限定しようとした契約当事者の意思を如実に示している。

3 従つて、「一六ミリフィルム又は三五ミリフィルム」という限定文言を拡張して解釈することは、契約当事者の合理的な意思解釈に反するものであつて取り得ない。

四 仮に、ビデオテープが五五年契約当時、認識されていなかった媒体であつたとしても、テレビ翻案権に関する規定の文言との比較からして「一六ミリフィルム又は三五ミリフィルム」がビデオテープを包含することはありえない。

1 仮に、ビデオテープが五五年当時、認識されておらず、いわゆる「将来技術」に関するものであつたとしても、RKOに留保された「テレビ翻案権」に関する契約文言と比較すれば、かかる「将来技術」がC & Cに付与された権利に含まれないことは明らかである。

2 「テレビ翻案権」の定義(1・08)は前述したとおりであるが、そこには、

「現在知られているか又は将来発見されるその他のいかなる記録手段によるかを問わず」

という文言がわざわざ明示され、既知の技術に加えて将来技術に関する記録手段による使用行為についても、留保の対象としようとする契約当事者の意図が明確にうかがわれる。

しかるに、五五年契約は、一方で、かかる「将来技術」に関する文言を権利留保条項で明確に規定しているにもかかわらず、他方、本件映画著作物についてC&Cに付与する権利内容を規定している条項（3・2及び3・042）においては、右のような「将来発見されるその他のいかなる記録手段」なる文言は、どこにも規定していない。

仮に、契約当事者が、付与される権利についても「将来技術」による使用行為を対象とする意思を有していたのであれば、「将来発見されるその他のいかなる記録手段」とのフレーズを条項に盛り込むのが自然であり、五五年契約においては同一契約書の他の箇所にかかるフレーズが規定されているのであるから、尚更、容易にかかるフレーズを

盛り込めたはずである。それにもかかわらず、3・2及び3・042に、かかる「将来技術」に関するフレーズが規定されていないのであるから、本件映画著作物についてC&Cに付与した権利については、「将来技術」を用いた使用行為を権利の対象としていないと解すべきである。

3 なお、付言すれば、仮に万一、付与された権利に「将来技術」も含まれるとの拡張解釈が許されるとするならば、右のように権利留保条項に「将来発見されるその他の記録手段」との文言を敢えて盛り込むことによって、「将来技術」については権利の留保を図ろうとした契約当事者の工夫が全く無意味になる。かかる観点からも、少なくとも五五年契約のように、同一契約書の権利留保条項に「将来技術」の文言が規定され、他方の権利付与規定にはかかる「将来技術」の文言が規定されていない場合には、付与規定に「将来技術」が含まれるとの拡張解釈が許されないことは明らかである。

4 従って、仮に、ビデオテープが五五年契約の締結当時、認識されて

おらず、「将来技術」に関するものであったとしても、C & Cに付与された権利に含まれるものではない。

五 ビデオテープがフィルムから録画されることは、ビデオテープが「一六ミリフィルム又は三五ミリフィルム」に含まれるとの理由にならない。

1 これまで述べた点に関し、原告は、「・・・ビデオカセットは、一六ミリ又は三五ミリフィルムの最も良好な素材からおこしたものである。当然、その後に発見され開発されることとなったビデオカセットなどの権利もその範疇に含まれてしかるべきものである」といふ主張を展開するようである（甲第八号証九頁）。

2 しかし、右の解釈によれば、およそ「一六ミリフィルム又は三五ミリフィルム」を用いて作成された媒体でありさえすれば、ビデオテープに限らず様々な媒体の全てについて、それら媒体を用いてRKO作品を使用する行為の全部が五五年契約によつてC & Cに付与

されているとの結論に帰着するが、かかる結論が不合理であることは言及するまでもない。従って、ビデオテープがフィルムから録画されて作成されるからといって、フィルムを媒体とした利用行為が包摂していないことは明らかである。

また、「一六ミリフィルム又は三五ミリフィルム」との文言が、その後に発見され開発された媒体、すなわち「将来技術」を含むとの拡張解釈が許されないことは、既に述べたとおりである。

六 五五年契約の締結当時の状況からしても、「一六ミリフィルム及び三五ミリフィルム」にビデオテープが含まれると拡張解釈することは許されない。

1 五五年契約締結当時、映像の媒体として、ビデオテープは既に存在していた（乙C六号証）。すなわち、一九五一年には、米国ビングクロスビー・エンタープライズ社から固定ヘッド式周波数分割方式VTRの試作発表があり、ほぼ同時期にRCA社及び英国放送協

会から固定ヘッド方式VTRの研究発表がなされている。

さらに、五五年契約の締結直後である一九五六年には、米国アンペックス社が回転四ヘッド式VTRの開発に成功し、大々的に発表しているのみならず、翌年には実用機を完成し、米国CBS社に納入しているなどの事実も存在する。

2 五五年契約の当事者であるRKO及びC&Cは、映像ビジネスに関わる企業として、映像媒体に関する新技術に大きな関心を有していたことは明らかであるから、五五年契約の締結当時に既に存在していたビデオテープを映像媒体として認識していなかったなどということはあり得ない。

前述したとおり、五五年契約の条項にも、「磁気テープ」という文言が明確に規定されているのであり、かかる事実には、RKO及びC&Cが映像媒体としてビデオテープを十分に認識していたことを示す何よりの証拠である。

3 右のような五五年契約の締結当時の状況及び契約当事者の認識を

前提とすると、「一六ミリフィルム又は三五ミリフィルム」にビデオテープが含まれるとの拡張解釈が明らかに当事者の合理的な意思解釈に反するものであつて、許されるものではない。

第五 本件映画著作物について、著作権はRKOに留保されており、C&Cへの権利の付与は、ライセンスに過ぎない。

一 一九〇九年米国著作権法典の判例法によれば、C&Cへの権利の付与はライセンスに過ぎず、RKOに著作権は留保されている。

1 不可分性の原則

五五年契約の解釈に適用される一九〇九年米国著作権法典の判例法の下においては、著作者及び著作権者の保有する権利の束は不可分であつて、その一部の譲渡は許されないと解される（不可分性の原則）。その結果、限定的権利の付与は、著作権の権原の譲渡ではなく、ラ

・イセンスであると解釈される。「著作権の譲渡は、権利全てを移転するものでなければならず、その権原は、全体としてのみ譲渡可能である。時間的、場所的に権利が分割される場合、または特定の権利についてのみ移転がなされる場合には、当該限定的権利の付与は、著作権の譲渡ではなく、ライセンスとしての効果を有するに過ぎない。」とされるのである（ニューヨーク南部連邦地方裁判所ファースト・フィナンシャル・マーケティング・サービシズ・グループ・インク対ワールド・プロモーションズ・インク事件一九六八年判決二八六F・S U P P 二九五、二九八）。

2 五五年契約における「付与」の意味

前述のように、五五年契約においてR K OからC & Cに対して「付与」された権利は、本件映画著作物に関する権利の一部に過ぎない。付与される権利として明示されるもの以外の権利はR K Oに留保されるものと規定され、さらにリメイク権、テレビ向け翻案権、域内地域における劇場上映権その他留保される権利が具体的に列挙されている

(3・1) 以上、付与された権利が、本件映画著作物に関する権利の一部に過ぎないことは明白である。

従つて、本件映画著作物に関するRKOのC&Cに対する「付与」は、かかる権利のC&Cへの譲渡ではなく、C&Cに対するライセンス(利用の許諾)に過ぎないことになる。

3 以上のとおり、一九〇九年米国著作権法典の判例法によれば、本件映画著作物の著作権はRKOに留保されており、C&Cはライセンスを受けているに過ぎない。

二 五五年契約上も、本件映画著作物の著作権は、RKOに留保されている。

1 著作権の留保の明示

五五年契約3・1において、長編映画に関し、RKOに留保される権利として著作権が明示されている。

2 著作権の表示

五五年契約5・3において、C&Cは、契約時現在の著作権表示を除去しないこと及び当該著作権表示なしに上映・使用・ライセンス許諾を行わないものとされている。また、RKOが著作権表示の変更を要請した場合、C&Cは要請に応じるものとされており、変更の費用はRKOが負担するものとされている。

3 著作権の更新

五五年契約12・0において、短編映画については原則としてC&Cが著作権の更新を行う権利を有するものとされている(a)のに対し、長編映画についてはRKOが著作権の更新を行う権利を有するものとされている(b)。

4 結論

以上のとおり、本件映画著作物を含む長編映画については、RKOに著作権が留保されていることが明示されており、著作権表示は除去されないものとされ、著作権の更新についてもRKOに権利が存する

ものとされているのであって、五五年契約は、前記一記載の一九〇九年米国著作権法典の判例法上の結論、すなわち、R K O が著作権を留保し、C & C はライセンスを受けているに過ぎないとの法律構成に従って、締結されているといふことができる。

第六 結論

以上述べたとおり、五五年契約は、C & C に対し、本件で問題となっている家庭用ビデオカセットの頒布権及びビデオテープを使用したテレビ放映権を付与するものではない。

また、五五年契約は、C & C に著作権を譲渡するものではなく、C & C に付与された権利はライセンスに過ぎない。

なお、トランスベアコン社の破産手続内のバンククラブシーセールにおける譲渡可能資産と破産財団との関係、原告が取得した権利の内容その他の法律問題及び事実関係について、被告らは現在米国において調査を

進めており、追って準備書面を提出する。

以上

被告平成一二年六月二二日付け準備書面(三)

第一 総論

一 本準備書面の目的は、本件バンクラプシー・セールによって、原告が取得した権利の内容を明らかにすることである。

原告は、昭和四六年（一九七一年）六月一日の米国ニューヨーク南部連邦地方裁判所エドワード・J・ライアン破産判事の許可決定に基づく翌六月二日付の破産会社トランスビーコン社のエルプリンバーグ破産管財人の譲渡証書（「ビル・オブ・セール」）による売買（「本件バンクラプシー・セール」）により、原告が本件映画著作物の「例外なき著作権」を取得し、その結果、「複製権、放送権、有線送信権、上映権、頒布権その他考えうる全ての著作権（「本件著作権」）の帰属者となった」と主張する（訴状三頁）。

このように、原告の主張は、破産会社トランスビーコン社（「破産会

社」の破産手続（「本件破産手続」）において行われた本件バンククラブ・セールによって本件映画著作物の著作権を承継取得したというものである。

本準備書面は、かかる原告の主張に対して、原告が本件バンククラブ・セールによって、いかなる権利を取得したのかを明らかにすることを目的とする。

二 原告が本件バンククラブ・セールによって取得したのは、オリエントが一九六二年契約によって破産会社から付与された権利を期間の制限なく利用できる権利に過ぎず、著作権及びビデオテープを用いたテレビ放送又はビデオカセットの頒布を行う権利は取得していない。

1 結論から述べると、原告が本件バンククラブ・セールによって取得した権利は、破産会社とオリエント・テレビジョン・インダストリー・インク（「オリエント」）との間の一九六二年一月一七日付

契約（「六二年契約」、乙C第八号証の三）に基づき、破産会社がオリエントに対して一定の期限付きで付与した権利を、期間の制限なく利用できる権利である。そして、六二年契約に基づく右権利は、破産会社の前身であるC&C・テレビジョン・コープ（「C&C」とRKO・ラジオ・ピクチャーズ・インク（「RKO」）との間の一九五五年一月二二日付契約（「五五年契約」）により、RKOがC&Cに付与した権利を、更に、地域を日本、韓国、台湾等に限定し、かつ、期間を限定してC&Cがオリエントに対して再利用許諾したものに過ぎない。すなわち、原告が本件バンクプシー・セールによって取得した権利は、五五年契約に基づく権利の一部に過ぎない。

このことは、以下に述べるとおり、本件バンククラブシー・セールを基礎づける破産管財人の許可申請書、破産裁判所のショー・コーズ・オーダー、売却許可決定及びこれらを前提とするビル・オブ・セールの文言等からも明らかである。

2 また、本件破産手続に適用される米国連邦破産法上、破産管財人は

破産財団に属する権利（すなわち破産会社が保有していた権利）を
超えるものを売却できないところ、本件映画著作物に関して破産会
社の破産財団に属していた権利は五五年契約に基づく権利以外には
なかったのであるから、原告が破産管財人からの譲渡によって、五
五年契約に基づき付与された権利を超えた権利を取得することはあ
り得ない。

そして、被告準備書面（二）（東北新社外二名）において主張した
通り、五五年契約に基づく日本における権利は、一六ミリフィルム
及び三五ミリフィルムを媒体とするものに限定されていたのである
から、これを超える権利を原告が取得することはありません。

また、原告が援用する「フリー・アード・クリアー」の理論、「ボ
ナファイド・セール」の理論及び「ボナファイド・パーチェサー」
の理論は、いずれも本件バンククラブシー・セールに適用される余地
はなく、右結論を覆すものではない。

3 従って、原告が本件バンククラブシー・セールによって取得した権利

は、五五年契約に基づく権利、すなわち、一六ミリフィルム及び三五ミリフィルムを媒体とした本件映画著作物の劇場上映権及びテレビ放映権並びに一六ミリ非劇場上映権のみであつて、原告は、本件映画著作物の著作権はもちろん、ビデオテープを用いた本件映画著作物の利用権を取得していない。

第二 本件破産手続前における本件映画著作物に関する権利関係

一 破産会社の有していた権利

本件破産手続開始時において、破産会社が本件映画著作物に関して有していた権利は、唯一、本件映画著作物の著作権者であるRKOと破産会社とで締結された契約である五五年契約によつて与えられた権利だけである。すなわち、著作権者であるRKOと破産会社との間には、本件映画著作物に関し、五五年契約以外には何らの契約関係も存在していな

かつたのであるから、破産会社が、五五年契約に基づく権利以外には、本件映画著作物についての何らの権利も有していなかったことは当然である。

そして、被告準備書面（二）（東北新社外二名）において主張したとおり、五五年契約は、本件映画著作物についての日本を含む域外地域においては、①三五ミリフィルム及び一六ミリフィルムを用いた劇場上映権、②三五ミリフィルム及び一六ミリフィルムを用いたテレビ放映権及び③一六ミリフィルムを用いた非劇場上映権のそれぞれの利用権に限定して付与していたに過ぎない。そして、五五年契約は、本件映画著作物の著作権その他右に述べた以外は一切の利用権（ビデオカセットの頒布及びビデオテープを使用したテレビ放映を含む。）を、RKOに留保する旨を明確に規定しているのである。

二 オリエントの有していた権利

1 六二年契約

破産会社は、本件映画著作物に関して、オリエントと六二年契約（乙C第八号証の三）を締結している。これは、前述したとおり、破産会社が五五年契約によってRKOから付与された権利の一部を、オリエントに対してサブライセンス（再利用許諾）したものである。

六二年契約の内容は、日本、沖縄、韓国及び台湾における（4・2）、一六ミリフィルム又は三五ミリフィルムによる劇場、非劇場又はテレビにおける本件映画著作物の利用権をオリエントに許諾したものであり（3・1）、当然のことであるが、六二契約によってオリエントに対して付与される権利は、五五年契約の規定及び条件に服することが前提とされていた（1・4）。また、許諾の期間は、当初契約締結日から一〇年間（終期は一九七二年一月一七日）とされていた（4・1）。

2 六六年契約

破産会社は、六二年契約の締結後、一九六六年一月二八日にオリエ

ントと新たな契約（「六六年契約」、乙C第八号証の四）を締結した。

これは、六二年契約で規定されていた許諾の期間を一九七七年一月一日まで延長するとともに、同期間内に一定の対価を支払うことによつて当該許諾に係る権利について期間の制限のない利用権を取得するオプションを与えるものである。

3 まとめ

右に述べた六二年契約及び六六年契約により、オリエントは、本件破産手続開始時において、五五年契約に基づいて破産会社が許諾を受けた権利について、一定の期間内における一定地域内の利用権と、その利用権を期間の制限のないものとするオプション権を有していたこととなる。

第三 本件バンククラブシー・セールは、五五年契約に基づく権利のみを対象としており、著作権及びビデオテープを媒体とした利用権を対象としていない。

一 破産管財人が売却できるのは、破産財団に属する資産だけである。

原告は、本件バンクラプシー・セールによって、本件映画著作物に関する権利を破産管財人から取得したと主張する。

しかしながら、まず、本件破産手続に適用される一八九八年米国連邦倒産法上、破産管財人が破産手続の中で第三者に対して売却できる資産は、当該破産手続の破産財団を構成する財産だけであるとされている。米国判例法においても、破産管財人が破産手続において売却できる資産が破産財団に属するものに限られるとの原則は確定している。破産管財人は破産者の有していた資産に関する権原を承継するに過ぎないのであるから、破産財団に帰属しない第三者の財産を売却することができないのは当然であり、かかる原則は法理論上、至極当然の原則である。

二 本件映画著作物に関して破産財団に属していた権利は、五五年契約に基

づく権利に過ぎず、著作権及びビデオテープを媒体とする利用権は破産財団に属していなかった。

本件破産手続開始時において、破産会社が本件映画著作物について有していた日本における権利は、前述したとおり、著作権者であるRKOから五五年契約に基づいて付与された権利、すなわち、①三五ミリフィルム及び一六ミリフィルムを用いた劇場上映権、②三五ミリフィルム及び一六ミリフィルムを用いたテレビ放映権及び③一六ミリフィルムを用いた非劇場上映権のそれぞれの利用権に過ぎない。本件映画著作物の著作権その他右に述べた以外の一切の利用権（ビデオカセットの頒布及びビデオテープを使用したテレビ放映を含む。）は、あくまでRKOに留保されていた。

従って、本件映画著作物に関し、破産財団に属していた権利も、五五年契約に基づく右の権利だけであり、著作権及びビデオテープを媒体とする利用権は、破産財団に属していなかったことは明らかである。

三 本件バンククラブシー・セールは、五五年契約に基づく権利のみを対象として
している。

右に述べたとおり、破産会社の破産財団には、五五年契約に基づく権利のみが属していたのであり、本件映画著作物の著作権及びビデオテープを媒体とする利用権は属していなかったのであるから、本件破産手続において、破産管財人が売却できる権利も、五五年契約に基づく権利だけである。従って、破産手続において実施された本件バンククラブシー・セールによつて、破産管財人が五五年契約に基づく権利以外の権利を売却することはあり得えず、破産手続によつて五五年契約に基づく権利以外の権利が原告に移転することもまた、あり得ない。

四 破産手続上の記録からも、破産管財人が五五年契約以上の権利を売却したのではないことは明らかである。

1 まず、破産管財人が破産管財業務の一環として作成した双務契約リストには、五五年契約が掲載されている。そして、破産管財人が提出した財産目録の中にも、「R K O 契約に記載される一六ミリ白黒ネガのプリント。但し、破産会社に権利を付与したR K O 契約には、一六ミリカラーフィルム、三五ミリ白黒フィルム及び三五ミリカラーフィルムも含まれていたが、これらは財団には含まれていない。」との記載がある。これらの記録は、破産管財人が、五五年契約の存在を十分に認識し、内容についても十分に理解していたことを示している。

2 次に、破産管財人の破産裁判所に対する一九七一年年四月二〇日付許可申請書（乙C第八号証の二。これは破産裁判所による本件バンク・ラプシー・セールの一九七一年六月一日付売却許可決定の前提となるものである）には、①買受申出人であるオリエントは、破産会社がオリエントに対して六二年契約によって許諾した本件映画著作物に関する権利を期間の制限なく利用する権利をオリエントに譲渡する範囲で

のみ、六二年契約を破産管財人が承認することを求めていたこと（第五項）、②破産管財人は、オリエントの右申出を妥当なものと同認め、承認するにあたって、債権者集会の開催等を破産裁判所に求めているに過ぎないこと、が明らかである。

このように、破産管財人が破産裁判所に対してオリエントへの譲渡許可を求めた権利は、六二年契約によって破産会社がオリエントに許諾した権利を期間の制限なく利用する権利であり、これはすなわち、五五年契約によってRKOから破産会社に付与された権利の一部に過ぎない。

3 右の許可申請を受けて発令された、エドワード・J・ライアン破産判事（「ライアン判事」）の一九七一年四月二〇日付シヨー・コース・オーダー（債権者集会に対する理由開示命令、乙C第八号証の一）も、破産管財人が六二年契約を承認するにあたって考慮するために、債権者集会を開催すること等を命じたものに過ぎない。

4 また、ライアン判事の一九七一年六月一日付売却許可決定（乙C第

九号証)は、右許可申請及び債権者集会に基づいて行われたものであるが、この決定書も右で述べた許可申請書に記載された範囲で六二年契約を部分的に承認することを許可したものに過ぎないことは文言上明らかである。

5 更に言えば、原告が本件バンククラブシー・セールによる著作権取得の唯一の証拠として掲げる甲第二号証(ビル・オブ・セール)は、右破産裁判所の売却許可決定に基づくものであることが文言上も明らかであり、右売却許可決定の範囲を超えるものであることはあり得ない。

6 以上の破産記録だけからも明らかなおり、本件破産手続における本件バンククラブシー・セールによつて破産管財人が原告に譲渡した権利は、六二年契約によりオリエントが破産会社から許諾された権利を期間の制限なく利用する権利であり、これは取りも直さず五五年契約によつて破産会社に付与された権利の一部に過ぎない。

具体的には、日本、沖縄、韓国、台湾における、①三五ミリフィルム及び一六ミリフィルムを用いた劇場上映権、②三五ミリフィルム及

び一六ミリフィルムを用いたテレビ放映権、③一六ミリフィルムを用いた非劇場上映権のそれぞれの利用権を期間の制限なく利用する権利である。

7 なお、原告はビル・オブ・セールスの文言解釈に関し、「六二年契約において特定される映画著作物」に関する一切の権利を本件バンクランプシー・セールの対象として記載すると主張する。しかしながら、右に述べたとおり、その他の破産記録、すなわち許可申請書、ショーケースオーダー、売却許可決定等の記載と照らし合わせれば、「specified and described in an agreement of November 17, 1962」は「film ms」ではなく「all of the right, title and interest」を特定するものであることが明らかであり、「六二年契約において特定される破産者の権利」と解釈されるべきである。

四 小括

以上のとおり、破産財団には、本件映画著作物に関しては五五年契約に基づく権利のみしか帰属しておらず、日本については、一六ミリフィルム及び三五ミリフィルム以外の媒体を用いた本件映画著作物に関する如何なる権利も本件破産財団には属していなかったのである。従って、これらの権利は、破産管財人による本件バンククラブシー・セールの対象とはそもそもなり得ず、また、破産管財人としてもかかる権利を本件バンククラブシー・セールとして売却したわけではない。このことは、破産記録上の各書類の記載内容からも明らかであつて、原告が六二年契約に基づく権利（五五年契約に基づく権利の一部）を期間の制限なくして利用できる権利以上のものを取得していないことは明らかである。

従つて、原告が本件バンククラブシー・セールにおいて取得した権利が仮に存するとしても、それは、一六ミリフィルム及び三五ミリフィルムを用いた本件映画著作物に関する一定の利用権でしかなく、本件映画著作物の著作権及びビデオテープを媒体とする利用権は含まれておらず、もとより本件映画著作物に関する「例外なき著作権」を取得したなどと

いうことはあり得ない。

第四 原告の取得原因に関する主張は、いずれも全く理由がない。

本件バンククラブシー・セールによって原告が取得した権利は、五五年契約に基づいて破産会社が有していた権利、すなわち一六ミリフィルム及び三五ミリフィルムを用いた本件映画著作物に関する一定の利用権に過ぎない。このことは、本件破産手続に適用される米国連邦倒産法上、破産管財人が破産財団に属しない権利を売却できず、破産手続によって破産管財人と売買を行った第三者が、破産財団に属する財産以上のものを取得することがあり得ないことから当然の結論である。

これに対して、原告は、あたかも破産手続における特別の制度によって、破産会社が有しない権利についても取得できるかのような主張を展開している。そこで、以下では念のため、原告の主張を整理し、原告の主張に全く理由がないことを述べる。

一 本件バンククラブシー・セールに、「フリー・アンド・クリアー」の理論が適用される余地はない。

1 「フリー・アンド・クリアー」の理論

原告は、甲第八号証において、本件バンククラブシー・セールにおいては、破産管財人よる「フリー・アンド・クリアー」(free and clear)の権限によって、原告は完全な権利を取得したなどと主張している(甲第八号証三〇・三一頁)。

そこで、念のため、米国判例法において認められている「フリー・アンド・クリアー」の理論が、本件バンククラブシー・セールに適用されるかどうかを以下に述べる。

(一) 同理論は、売買における「負担」の除去に関する理論である。

「フリー・アンド・クリアー」の理論は、売却対象の資産に「リーエン」(「Lien」＝負担)が付着している場合において、一定の要件を満たす譲渡により、当該「負担」が除去され、譲受人が負担の付着のない完全な権利を取得するという法理論に過ぎない。

(二) 「負担を除去する」旨の裁判所の決定が除去の要件である。

かかる「フリー・アンド・クリアー」の理論が破産手続中の売却について適用されるためには、破産管財人が、当該売却において対象資産の負担を除去したい旨を明示した許可申請書を提出し、破産裁判所が、当該売却に関して、「負担を除去する」旨を規定した売却許可決定を出す必要がある。かかる許可決定がない限り、売却の対象となる財産は、原則に従い、かかる「負担」付のものとして売却されることになるのである。

この点を明示した判例としては、マクレム事件判決（28 F. 2d 417, 418, D. MD. 1928）がある。同判決は、その理由中において「破産者の資産は、当該売却が明示的に負担を除去してなすべきものとして許可されていない限り、負担付のものとして譲渡される。」と明確に述べている。

2 本件バンククラブシー・セールには、「フリー・アンド・クリアー」は適用されない。

(一) 「負担」に該当しない。

前述したとおり、破産会社の破産財団に属していた本件映画著作物に関する権利は、五五年契約に基づく権利、すなわち一定の媒体を用いた一定の利用権に過ぎず、これを破産管財人は本件バンククラブシー・セールによって原告に売却したのである。これに対

して、R K Oが留保していた権利は、本件映画著作物に関する著作権そのもの及び破産者に対して付与された利用権以外の利用権の全部である。従って、これらR K Oに留保された権利は、原告が譲り受けた権利とは完全に別個独立の権利であり、「フリー・ア
ンド・クリアー」の理論によって除去される「負担」なるものに
該当しないことは明らかである。

(二) 売却許可決定には「負担除去」が明示されていない。

さらに、本件バンククラブシー・セールに関する一九七一年六月一日付の「売却許可決定」においては、「担保、負担を除去する」旨は何ら記載されていない。このことは、破産裁判所が、管財人が保有する範囲での権利の譲渡を許可したに過ぎず、負担を除去せしめる意思がなかったことを示している。

なお、破産管財人から破産裁判所に提出した許可申請書（乙C第

八号証の二)においても、破産管財人は六二年契約によってオリエントに許諾された権利を期間の制限なく利用できる権利をオリエントに譲渡する範囲で六二年契約を承認するために、債権者集会の開催の許可を申請したに過ぎず、譲渡に際して担保、負担を除去することを何ら求めていたわけではない。

(三) 許可申請書に記載されている「何らの義務なく」(without any liability)とは、破産管財人の免責を意味するものに過ぎない。

原告は、「フリー・アンド・クリアー」の理論と関連して、破産管財人が本件バンククラブシー・セールの許可申請において、権利を「何らの義務なく(without any liability)」譲渡したい旨を記載している点を捉え、同文言の解釈について、バンククラブシー・セールの対象物(権利)を「何らライセンス契約上の拘束がないもの」として譲渡するという意味であるかのように主張する(甲

第八号証三〇頁)。

しかしながら、右文言の直後には、「破産者が取得したのと同様の権利を移転すべきことを除き (except to so transfer such rights as were acquired by the bankrupt)」と続いているのであり、バンクラプシー・セールの対象物(権利)に関する制約を免除するという意味ではなく、破産管財人の義務を免責することを意味しているに過ぎないことは明らかである。

従って、かかる点からしても、本件バンクラプシー・セールに「フリー・アンド・クリアー」の理論が適用される余地はない。

二 「ボナファイド・セール」は、本件とは全く関係ない。

原告は、甲第八号証において、本件バンクラプシー・セールが「ボナファイド・セール」であることを強調する。しかしながら、米国判例法上の「ボナファイド・セール」とは、詐欺等の存する「瑕疵ある取引」

の反対概念に過ぎず、何ら原告が破産会社の有していた財産を超える権利を取得した根拠となるものではない。

三 本件バンククラブシー・セールに、「ボナファイド・パーチェサー」の理論が適用される余地はない。

原告は、甲第八号証において、「トランスベアコン社が仮に権利を有していなかったとしても原告ユタカはジュディシヤル・セールで権利を購入した以上、ボナファイドパーチェサーとして権利を取得」したと主張する（甲第八号証・一四頁）。従って、以下に念のためこの点についても全く理由がないことを触れておく。

1 「ボナファイド・パーチェサー」の理論

原告は前記以上の具体的な主張をしていないため、その主張する権

利取得の根拠は全くもって不明ではあるが、「ボナファイド・パーチェサー」すなわち善意取得者であることから、仮に前主に権利がなかったとしても、これを取得できる、との主張を行っているのではないかと推測される。ここで原告のいう「ボナファイド・パーチェサー」の理論は、権原の瑕疵について善意無過失である第三者は、その瑕疵が治癒されたものとして、売買の対象物について前主が保有していた権利以上の権利を取得することがありうるとの理論を指しているのではないかと思われる（「ボナファイド・パーチェサー・フォア・バリュー・ウィズアウト・ノーティス」(Bona fide purchaser for value without notice)の理論。なお、「Bona fide」[without notice]は「善意無過失」と同義ではないが、便宜的に「善意無過失」との用語を使用する。）。

しかしながら、次に述べるとおり、本件における原告が、「ボナファイド・パーチェサー」として保護される余地はない。

2 原告は、「ボナファイド・パーチェサー」ではない。

① 「瑕疵」ではない。

原告は、R K Oが本件映画著作物につき留保した権利が、本件バンククラブシー・セール売買目的物の「瑕疵」であるとして、これが「ボナファイド・パーチェサー」の理論によつて治癒されたと主張するようである。

しかしながら、本件バンククラブシー・セールの目的物は、前述の通り、許可申請書、ショー・ユーズ・オーダー、売却許可決定及びビル・オブ・セールによれば、六二年契約に基づく権利、すなわち一六ミリフィルム及び三五ミリフィルムを利用した劇場上映権その他一定の利用権である。これに対してR K Oに留保されていた権利は、本件映画著作物の著作権その他の利用権である。従つて、かかる著作権それ自体が利用権の「瑕疵」に該当すると解する余地はな

く、従つて、本件バンククラブシー・セールには「ボナファイド・バーチェース」の理論が適用される余地はない。

② 原告は、本件バンククラブシー・セールによつて譲渡された権利が、六二年契約に基づく権利、即ち五五年契約に基づく権利の一部に過ぎないことを知っていた。

第一に、オリエントは六二年契約の当事者であるから、六二年契約に基づく権利が五五年契約に基づく権利の一部に過ぎないことを知っていたことは明らかであり、原告も六二年契約に基づく権利が五五年契約に基づく権利の一部であることは認めている（甲第八号証・九頁）。

第二に、原告は、六二年契約の当事者であるオリエントから六二年契約等に基づく全ての権利を承継したものであり、また、甲第一七号証によれば、両社の代表者は内縁関係にあり、両社の代理人も

同一（ベツカー弁護士）であつたのであつて、オリエント及び原告と管財人等との交渉は一連のものとして行われている。破産管財人の許可申請書によればオリエント代理人であるベツカー弁護士は六年契約上の権利を期間の限定なく使用できる権利を譲り受けるべく交渉していたのであり、右許可申請に基づく破産裁判所の売却許可決定の結果、本件バンククラブシー・セールは行われたのである。このことは、ビル・オブ・セール（乙C第七号証）の文言上も明らかである。

右の事実関係に照らせば、原告は、本件バンククラブシー・セールによつて譲渡された権利が、六二年契約に基づく権利、即ち五五年契約に基づく権利の一部に過ぎないことを知っていたといわざるを得ず、「ボナファイド・パーチェサー」たりえない。

よつて、本件バンククラブシー・セールに「ボナファイド・パーチェサー」の理論が適用される余地は全くない。

第五 御庁は、本件バンククラブシー・セールの対象について判断する裁判管轄権を有する。

原告は、甲第八号証において、「日本の裁判所には、果たしてトランスベアコン社がそのような権利を有していたか否か、また、ライアン破産判事、アルプリンバーグ破産管財人がその権限を適正に行使したか否かについて詮索する権原は明らかに有しない。」と主張し（甲第八号証・一四頁）、御庁に本件バンククラブシー・セールによる譲渡の対象について判断する民事裁判権が存しない旨を繰り返し強調する。

しかしながら、かかる原告の主張は明らかに誤りである。破産管財人による管理が継続する間は、当該破産者の財産につき破産裁判所が専属的管轄権を有するが、一旦破産管財人により売却された財産については、破産裁判所はもはや専属的管轄権を有しないものとされている。逆に、紛争の当事者又は係争について管轄権を有する裁判所が、破産手続中の売却の対象となった権利の範囲について審理することができるものとさ

れている。

本件においては、原被告ともに東京都に本店を有する日本法人であり、御庁に当事者及び係争の管轄権がある以上、本件バンククラブシーセールの対象について判断する民事裁判権が存することは明らかである。

第六 結論

以上の通り、原告が、本件バンククラブシー・セールを原因として取得した権利は、一六ミリフィルム及び三五ミリフィルムを用いた一定の利用権に過ぎず、本件映画著作物の著作権及びビデオテープを媒体とする利用権を取得してはいない。

よって、原告が本件映画著作物の著作権その他一切の利用権を取得したという主張には、全く理由がない。

以上